

神山町農業委員会

議 事 録

令和5年1月26日開催

神山町農業委員会議事録

令5年1月26日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番	高橋 正和	2番	森 三千子	3番	原田 健義
4番	森 昌槻	6番	武市 佐市	7番	鍛 喜文
8番	井上 善司	9番	相原 利章	10番	森本 守
11番	加藤 宏行	12番	中西 隆子	13番	河野 宏吉

・欠席農業委員は次のとおり（1人）

5番 山本 實義

・出席農地利用最適化推進員は次のとおり（5人）

阿川地区 瀬戸 日出夫 鬼籠野地区 河野 一弥
神領地区 新宅 由行 下分、左右内、上分地区 木元 栄子
下分、左右内、上分地区 池本 公一

・欠席農地利用最適化推進員は次のとおり（1人）

広野地区 一宮 美行

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 主事 小川 和俊

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思えます。本日は、5番山本委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に出席いただいており、定数に達しておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の一宮さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、竹内副町長ともに公務のため欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言（午後1時26分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
- 日程第7 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。8番井上委員さん、9番相原委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の小川主事を指名いたします。」

5. 議案第1号について

議長「日程第2 議案第1号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

（議案朗読）

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地の現況が山林及び宅地となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページから6ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、7ページに位置図、8ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で、●●●●から●●●●に約●●●●mの所に位置しております。

9ページ、10ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

11ページ、12ページには非農地化を裏付ける資料として昭和51年9月29日に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号1番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「1月17日の朝に、小川さんと一緒に現地を確認してまいりました。宅地の方は崩れており、もう畑ではなく山林の中に埋まっているような状況でありました。写真を見ていただければわかるのですが、周囲も山になっていますので農地としては使えない感じでございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第1号受付番号1番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第1号非農地証明願による許可申請について受付番号1番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第1号非農地証明願による許可申請について受付番号1番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第2号について

議長「日程第3 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の13ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号1番の譲受人の●●●●●さんが譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

14ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、15ページに位置図、16ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で、●●●●●●から●●に約●●●mの所に位置しております。17ページから19ページに現況写真を添付しております。

20ページをご覧ください。譲受人の●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、現在農地の所有はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●、●●を自家消費分栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

21ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●さんの所有農地、借入地はございません。

22ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、軽トラック●台を所有しており、今後、トラクター●台を自己資金にてリースで導入予定でございます。

23ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人が●●日、●●●の●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。

続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地はございません。今

回本件で取得する農地●, ●●●m²で、神山町の下限面積1, 000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

24ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。
受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の7番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「1月20日に、事務局の小川さん、●●さん、●さんの4人で現地を確認してまいりました。場所は、●●●●●から●●へ●●●mぐらいの所にあります。畑は、道路沿いにあって用水もあり問題ないと思います。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第2号受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号1番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第3号について

議長「日程第4 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の25ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は、借人●●●●●さんが貸人●●●●●さんの田を宅地に転用する案件でございます。

26ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

27ページには位置図、28ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で、●●●●●●の●●●●●●に位置しております。29ページに現況写真を添付しております。

30ページをご覧ください。●●さんの事業計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりでございます。2の申請地を選んだ理由は、平たん地で交通の便も良いためです。3の転用計画の概要についてですが、平屋建て居宅を建築し、今後宅地として利用します。取水及び排水等は近隣の同意を得ており、被害を与えることはございません。4については特にありません。5のその他参考となる事項についてですが、この地区におい

具の所有状況は、トラクター●台、コンバイン●台、田植機●台、粃すり機●台、乾燥機●台、クレーン車●台でございます。

以上でございます。

議長「議案第4号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第4号について原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。関連する議案の審議が終わりましたので、●●委員さん、●●推進委員さんに入室していただきます。」

(●●委員入室)

(●●推進委員入室)

9. 議案第5号について

議長「日程第6 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の42ページをお願いします。（議案朗読）」

局長「議案書の43ページをお願いします。（内容について説明）」

議長「ただいま議案第5号について事務局に説明いただきました。議案第5号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

10. 議案第6号について

議長「日程第7 議案第6号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを議

題とします。それでは事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の44ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長「議案書の45ページをご覧ください。農地法に基づく別段面積の設定について説明をさせていただきます。別段面積の設定理由としまして、地域の農業従事者の高齢化、担い手の兼業化等により遊休化が深刻な状況になってきたことから、遊休農地の発生を防止するために新規就農者や小規模農家への農地の権利移動を促進し、農地の有効利用を進めるために、別段面積を継続して10aに設定するものです。以上でございます。」

議長「ただいま議案第6号について事務局に説明いただきました。議案第6号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第6号について、別段面積を10アールに設定することで異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第6号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定については、別段面積10アールで決定致しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後1時56分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

8 番委員

9 番委員